

セルフメディケーション税制について

1. セルフメディケーション制度とは

「年間12,000円を超える特定の医薬品(市販薬)の購入について、超えた分は所得から控除します」という税の制度です。

控除を受けるには、＜健康の維持増進や疾病予防の取組み＞と＜特定医薬品の領収書＞が必要になります。

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

健康の維持増進や疾病予防の取組みとして①インフルエンザ等の予防接種や②市町のがん検診、③健康診査を受けるなど「一定の取組」を行った場合で、取組を行った本人と、その家族が購入した特定のOTC医薬品の合計額が、年間12,000円を越えた場合に、超えた金額(88,000円が限度額)について、その年の総所得金額等から控除を受けることができます。

確定申告の際には、①健康診査結果通知書など「一定の取組」を行ったことを証明する書類と②対象となるOTC医薬品を購入した際の領収書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

このセルフメディケーション税制を受けると、通常の医療費控除を受けられなくなります。各家庭の事情によっては、現行の医療費控除を適用した方が有利なケースがありますので、十分にご注意ください。

※OTC医薬品とは一般の方が医師の処方せなしに、ドラッグストアなどで購入できる医薬品で、「カウンター越しに」

(英語: over the counter) 売買されることに由来しています。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合
(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)

[対象医薬品の購入金額]

20,000円

[下限額]

12,000円

○8,000円が課税所得から控除される

[対象医薬品の購入金額]

[下限額]

(20,000円 - 12,000円 = 8,000円)

○減税額

・所得税 : 1,600円の減税効果

(控除額: 8,000円 × 所得税率: 20% = 1,600円)

・個人住民税: 800円の減税効果

(控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

厚生労働省資料

期間: 平成29年1月～令和8年12月末

従前からの制度

セルフメディケーション税制

対象: 健康増進や疾病予防のため『一定の取組』を行う人の医薬品費(家族分含む)

対象額: 12,000円を超える金額

(限度額88,000円)

(例): 病院ではなく、ドラッグストア等で医師の処方箋なしで購入した、かぜ薬、胃腸薬等

どちらか選択

医療費控除

対象: 疾病治療のため病院等での治療費等(家族分含む)

対象額: ①10万円を超える金額

(総所得金額200万円以上の人)

②総所得金額の5%を超える金額

(総所得金額200万円未満の人)

2. 必要書類の確認について

① 健康診査結果通知書など「一定の取組」を行ったことを証明する書類

「一定の取組」には、インフルエンザの予防接種、市町が行うがん検診、健康診査や人間ドッグなどが含まれます。取組内容には、税の適用順位が決められていて、例えば、インフルエンザの予防接種と健康診査の2つを受けた場合には、適用順位の高い予防接種を受けたことを証明する領収書か予防接種済証が必要になります。

この領収書等がない場合には、適用順位の低い健康診査の領収書か健診結果通知書が必要になります。領収書や健診結果通知書等は大切に保管しておいてください。

ただし、健康診査の領収書や健診結果通知書に「福井県後期高齢者医療広域連合」と保険者名の記載がなければ証明書として利用できないので注意が必要です。

後期高齢者の方のおもな取組内容

適用 順位	一定の取組内容	提出する書類	証明書として認められる条件
①	インフルエンザ等の予防接種	領収書または予防接種済証	
②	市町のがん検診	領収書または検診結果通知書	市町名の記載がある
③	人間ドッグ	領収書または検診結果通知書	
	健康診査	領収書または健診結果通知書	「福井県後期高齢者医療広域連合」と保険者名の記載が必要です

② 対象となるOTC医薬品を購入した際のレシートなどの領収書

今回対象となる医薬品の薬効の例です：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などです。

レシートの表示例

〇〇〇ドラッグストア		
福井県〇〇店 Tel:0776-20-****		
■ 領収書 ■		
2017年5月1日（月） 9時50分		
0007	ティッシュ	¥216
0015	★カゼグスリ	¥648
0001	シャンプー	¥540
0008	★メグスリ	¥756
0022	ツメキリ	¥324
小計 5点		¥2,484
合 計		¥2,484
現金		¥3,000
おつり		¥516
★印はセルフメディケーション税制対象商品です		



対象商品のパッケージにこのような
共通表示マークが表示されています。
（順次マーク付に置き替わっている
ため表示のない対象商品もあります）

平成29年から、対象となるOTC医薬品を購入した場合、それが分かるようにレシートに★印や●印などの記号が印字されていたり、対象商品は他の商品と分けられて表示されています。対象商品の表示があるレシートは大切に保管しておきましょう。

3. 取組内容を証明する提出書類が条件を満たしていない場合や 失くしてしまった場合のお手続について

(例) 健康診査を受けて健診結果通知書で取組内容を証明する場合

① 健診結果通知書に保険者名の記載がない場合

健康診査を受けて医療機関等から送られてくる健診結果通知書の場合、通常、保険者名の記載はありません。そのままでは、確定申告の提出書類としての条件を満たしていないため、税務署の窓口では受付してもらえません。この場合には、「健診結果通知書」を持って、市町の担当課もしくは広域連合の窓口にお持ちいただいて、その場で証明を受ける必要があります。

税務署に行く前に、健診結果通知書に保険者名の記載があるかご確認くださいませようお願いいたします。

＜健診結果通知書の証明に必要なもの＞

- ・窓口に来られる方の身分証（被保険者証、介護被保険者証、運転免許証、パスポートなど）

② 健診結果通知書を失くしてしまった場合

健診結果通知書を失くしてしまった場合には、市町の担当課もしくは広域連合の窓口にて、証明依頼書を提出して、健康診査を受けたことの証明を受ける必要があります。この場合、証明書発行については医療機関の確認等に日数を要しますので、後日、広域連合から本人宛に証明書を郵送することになります。

当日の証明書発行はできませんので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

＜証明依頼書の提出に必要なもの＞

- ・窓口に来られる方の身分証（被保険者証、介護被保険者証、運転免許証、パスポートなど）

※ 詳しくは、福井県後期高齢者医療広域連合（TEL 0776-54-6330）までお問い合わせください。